

公立大学法人福井県立大学企業広告デジタルサイネージ設置運営業務契約書

公立大学法人福井県立大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、下記の条項に基づき、福井県立大学デジタルサイネージ（以下「デジタルサイネージ」という。）設置運営について、次のとおり取扱契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、乙が所有するデジタルサイネージを甲の施設に設置し、維持管理、広告の掲出等に必要な業務（以下「取扱事務」という。）を行うものとする。

2 甲および乙は、この契約書に基づきこの契約を履行しなければならない。

3 乙は、広告の掲載にあたっては、公立大学法人福井県立大学企業広告デジタルサイネージ設置運営業務募集要項（以下、「要項」という。）に定めるところに従い業務を行わなければならない。

（広告の募集）

第2条 乙は、広告主を募るにあたっては、甲が協賛のあっせんまたは媒介をしているような誤解を招くことがないように執り行わなければならない。

（広告主および広告内容の審査）

第3条 乙は、デジタルサイネージにより広告映像等を放映する広告主の選定および広告映像等の内容について、要項等を遵守するとともに、事前に甲の審査を受けその承認を得たものでなければ放映できない。

2 乙は、第1項に定める審査を受けるため、放映する広告映像等のデータ等必要な資料を甲の指定する日までに、甲に提出するものとする。

3 甲および乙は、広告主および広告映像等の内容について福井県立大学の公共性、美観および設置場所利用者への影響に配慮しなければならない。

（広告映像等の内容の修正）

第4条 甲は、広告映像等の内容が要項等に違反しているときおよび福井県立大学で放映する広告映像等としてふさわしくないと甲が合理的な理由により判断したときは、いつでも、乙に対して広告映像等の内容の修正を求めることができ、乙はこれに従わなくてはならない。

2 前項の修正にかかる費用は、乙が負担する。

（広告映像等の内容の変更）

第5条 乙は、自己の都合により広告映像等の内容を変更するときは、事前に甲と協議をし、その審査および承認を得るものとする。

(広告の責任の所在)

第6条 広告掲載承認後、デジタルサイネージに掲載された広告内容についての一切の責任は、乙が負うものとし、甲は一切の責任および負担を負わないものとする。

2 広告内容が第三者の権利を侵害するものではないことおよび広告内容等に係る財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて、乙が保証することとする。

(デジタルサイネージに係る設置および撤去)

第7条 デジタルサイネージの設置および撤去は、乙が行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

2 乙は、前項の設置および撤去を行うときは、事前に甲に対して申出をし、その承認を得なければならない。

(大学情報の更新について)

第8条 デジタルサイネージの大学情報更新に係る操作方法について、甲からの問い合わせがあった場合には乙は無償で必要な説明を行わなければならない。

(広告掲載料および貸付料)

第9条 乙は、甲に対し、広告掲載料および公立大学法人福井県立大学料金規程に基づく貸付料として下記に示すとおり納入する。

(1) 広告掲載料は、年額　　円（うち取引に係る消費税および地方消費税の額　　金　　円）とする。

(2) 貸付料は、年額　　円（うち取引に係る消費税および地方消費税の額　　金　　円）とする。

(3) 広告掲載料および貸付料は、契約期間中の年度ごとに1年分を前納付する。

2 乙は、前項に定める広告掲載料および貸付料を甲が指定する期日までに、甲の発行する請求書により納入しなければならない。

3 前項の支払期限までに納付がないときは、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じて、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第180条で定める割合で計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

(維持管理)

第10条 デジタルサイネージについての維持管理（消耗品の供給を含む。）は乙が行う。

2 前項の維持管理に要する費用並びに光熱水料等は乙が負担し、光熱水料等については甲が指定する期日までに、甲の発行する請求書により納入しなければならない。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
 - (2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
 - (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
 - (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
 - (5) 契約の解除を申し出たとき。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によって本契約を解除したことで生じる損害について、その損害賠償を乙に請求することができる。
- 3 乙は第1項の規定によって本契約が解除となった場合において、第三者に対して損害を与える、また第三者に対して報酬等の補償を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。
- 4 乙は、甲の承認を得た場合に限り、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、契約を解除しようとする日から起算して2か月前までに書面により解約理由を付して甲に申出なければならない。

(原状回復)

- 第12条 乙は、契約期間が満了したとき、または契約が解除されたときは、速やかにデジタルサイネージを撤去し、原状回復しなければならない。
- 2 前項の場合において、甲が乙に代わって原状回復したときは、乙は、これに要した費用を支払わなければならない。

(損害賠償)

- 第13条 乙は、機器および広告内容、その他取扱事務の処理に関し甲または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止)

- 第14条 乙は、この契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。

(秘密の保持)

- 第15条 乙は、取扱事務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。このことは、契約の解除および期間満了後においても同様とする。

(契約期間)

第16条 この契約の有効期間は、本契約締結日から令和 年 月 日までとする。ただし、契約期間の延長は、5年を上限として、双方の合意に基づき、1年単位で行うことができる。

(協議事項)

第17条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

(管轄裁判所)

第18条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
公立大学法人福井県立大学
理事長 窪田 裕行

乙